

湿地の分類について（案）

1. 湿地の分類の現状

- 湿地の分類は国内外に複数あるが、その分類を使用する目的や場面（調査研究や保全、利活用等）に応じた使い分けがされており、しかも、各分類で示された湿地タイプと、他の分類で示された湿地タイプとの対応関係が明確でないと推測される。
※例えば、（湿原及び干潟を含む）広義の湿地に関する国際的な基準として用いられる「ラムサール条約」の湿地タイプ分類は、環境省の「自然環境保全基礎調査（湿地調査、海辺調査）」や国土地理院の「湖沼湿原調査」の湿地タイプ分類との対応関係が明確に整理できていない状況にある。
- 国内における湿地の分類として一般的に用いられ、かつ全国の湿地面積の把握が可能なものとして、「第 5 回自然環境保全基礎調査 湿地調査（環境庁、平成 7 年）」、「湖沼湿原調査（国土地理院、平成 12 年）」、「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査（環境庁、平成 10 年）」がある。
- 自然環境保全基礎調査では5 万分の 1 の植生図（平成 11 年からは 2 万 5 千分の 1）をもとに湿地を 5 区分（24 小区分）し、湖沼湿原調査では5 万分の 1 の地形図をもとに 2 区分し、それぞれ区分毎の面積が算出されている。
- 陸域と海域の境界については、自然環境保全基礎調査では植生図に基づいた区分がされており、湖沼湿原調査では海岸線を境界にして内陸側の湿地と外洋側の湿地（干潟）が区分されている。

2. 本検討会で用いる湿地の分類について

- 本調査では、陸域にある淡水性の湿地を「湿原」、海域にある塩水性の湿地を「干潟」として区分することを想定。
- 湿原の分類については、国内の湿原面積の把握が可能な「湖沼湿原調査（国土地理院、平成 12 年）」を用いることを想定。
※自然環境保全基礎調査（環境省）では原則として 1ha 以上、湖沼湿原調査（国土地理院）では原則として 2,500 m²以上の湿地を対象とした整理が行なわれている。
- 干潟の分類については、国内の干潟面積の把握が可能な「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査（環境庁、平成 10 年）」を用いることを想定。

(1) 湿原の定義及び面積等

- ・「湖沼湿原調査」では、国土地理院の 5 万分の 1 地形図に示された湿地記号が示す範囲をデジタイズし、その面積を求めている。本業務では、同調査で計測した湿地を「湿原」として取り扱う。

| 湖沼湿原調査における湿原の定義及び面積 | |
|----------------------|--|
| 湿原の定義 | 5 万分の 1 地形図図式（国土地理院、平成 14 年）では「湿地は、常に水を含み、土地が軟弱で湿地性の植物が生育している土地をいう」と定義されており、本業務においては「湿原」として取り扱う。 |
| 全国の湿原面積 （平成 12 年） | <p>約 82,099ha</p> <p>〔算出根拠等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 万分の 1 地形図に記載された湿地記号の範囲の面積を算出。 ・ 地形図の湿地記号は、空中写真の判読に基づいており、<u>海岸線（または道路、堤防）の内側の湿地に付与している。また、海岸線の外側（外洋側）にある湿地には干潟記号が付与されており、湿地の面積には含まれない。</u> ・ ただし、もともと一団の干潟であったものが道路や堤防などで分断され、配管などで外洋側の干潟と接続している塩性湿地や干潟が含まれている。 |

※第 5 回自然環境保全基礎調査 湿地調査（環境庁、平成 7 年）でも湿地面積が算出されている（約 275,105ha）が、両者の数値には大きな差が認められる。原因については事務局で詳細を検証中。

(2) 干潟の定義及び面積等

- ・「第 5 回自然環境保全基礎調査 海辺調査（環境庁、平成 10 年）」では、全国の干潟面積を算出しており、本業務では同調査の干潟の定義を用いる。

| 自然環境保全基礎調査 海辺調査の定義及び面積 | |
|------------------------|---|
| 干潟の定義 | <ol style="list-style-type: none"> 1.高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上であること。 2.大潮時の連続した干出域の面積が 1ha 以上であること。 3.移動しやすい底質（砂、礫、砂泥、泥）であること。 <p>〔出典〕第 5 回自然環境保全基礎調査要綱 海辺調査（環境庁、平成 10 年）</p> |
| 全国の干潟面積 （平成 10 年） | <p>約 49,573ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 万分の 1 の植生図をもとに面積を算出。 ・ 兵庫県、徳島県については、第 5 回海辺調査では未調査のため、第 5 回海辺調査の結果（49,380ha）に、第 4 回調査の結果（1990 年頃、兵庫県：69ha、徳島県：124ha）を用いて補完。 |